

令和4年度 枚方市立招提北中学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身に相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが必要である。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ◆ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆ 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ 金品をたかられる。
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる、等。

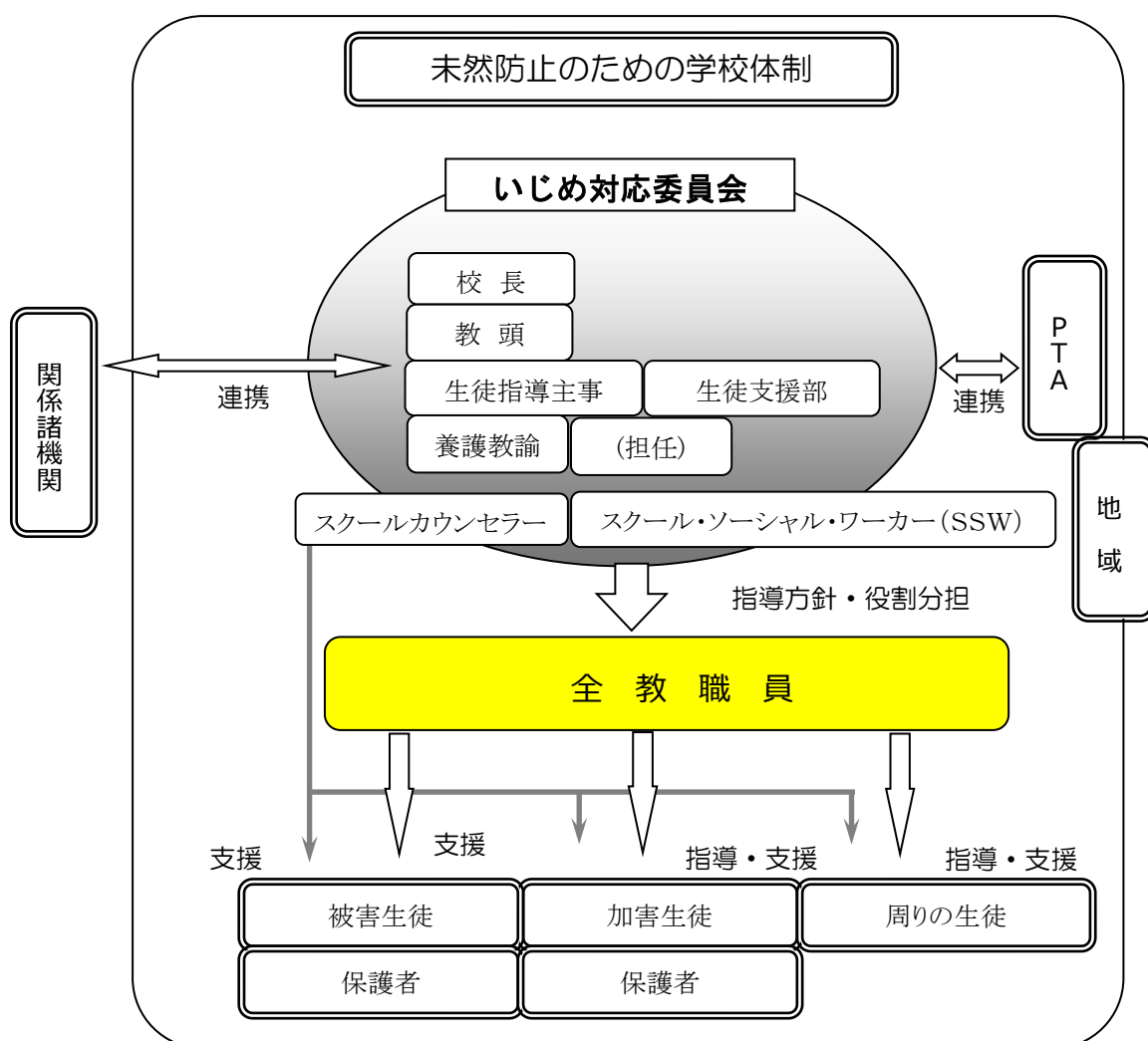
3. いじめ防止のための組織

「いじめ対応委員会」

- 構成員 校長・教頭・生徒指導主事・生徒支援部担当教員・養護教諭・(担任)
- 主な役割
 - ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の企画と実施
 - カ 年間計画進捗のチェック
 - キ 各取組の有効性の検証
 - ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

「緊急対応会議」

いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ対応委員会」の構成員に次のメンバーを加えて、その対応にあたる。(学年主任、関係教職員、支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関等専門家等)



4. 年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体での組織的、計画的な取り組みが必須である。組織体制の整備とともに年間の指導計画を立てて学校全体でいじめ問題に向き合う姿勢が大切である。本基本方針に沿って、以下のとおり計画する。

《年間指導計画》

- | | |
|------|---|
| 4 月 | ・ 生徒対応・生徒理解職員研修
・ 学級・学年づくり（人間関係づくり）
・ 方針・指導計画 策定→確認 |
| 5 月 | ・ 道徳教育「いじめについて」 |
| 6 月 | ・ 人権講演会
・ いじめアンケート 実施
・ 教育相談 |
| 7 月 | ・ 1 学期の振り返り |
| 8 月 | ・ 人権教育研修、SC・SSW による生徒理解研修、情報共有
・ 2、3 学期の計画 |
| 11 月 | ・ いじめアンケート 実施
・ 教育相談 |
| 1 月 | ・ いじめアンケート 実施
・ 教育相談 |
| 2 月 | ・ 総括
・ 次年度の課題検討 |

※その他、いじめ対応委員会で検討し、研修会、保護者向け啓発活動等を適宜計画に盛り込む。

※生徒支援部会、生徒支援学年交流会、支援委員会を行い、生徒理解・情報共有に取り組む。

5. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対応委員会は、随時開催するとともに、各学期末に検討会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、把握と検証を行う。また、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に

関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

☆いじめの未然防止のために全教員が取り組む体制

☆安全・安心に学校生活を送ることができるなど、未然防止の基本的な考え方

2. いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して教職員研修の充実を図る。

また、心理や福祉の専門家等の活用を通じて、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。生徒に対しては生徒会活動において校内のいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために本校では、普段から挨拶の励行を呼びかけるとともに、各行事において縦割りの組織体制を重視し、あらゆる場面において生じる人間関係で基本となるコミュニケーション能力の育成を図る。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、まずすべての生徒が参加・活躍できる「主体的・対話的で深い学び」のある授業を推進する。また、授業以外の行事においても生徒一人ひとりが参加・活躍できる集団づくりを推進し、集団の一員としての自覚や自信を育むことでストレスの軽減につなげるとともに互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自ら作り出していけるように注意する。

また、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうるということを常に意識する。そして、特に体罰については、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

(4) 自己肯定感を育む取り組みとして、「縦割り」の組織による各行事の取り組みを通じ自他を認め合う下地を作る。また、クラブ活動・生徒会活動等を通じ社会性を育み、自分を認め、他者を認める気持ちの大切さを身に付けさせる。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いを

うまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、より良い集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは学期に1回実施する。学期ごとに教育相談等で早期発見に努める。日常の観察としては、休み時間・昼食時・放課後等の生徒の動きに目を配る。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、積極的な電話の対応や家庭訪問、個人懇談等をさらに充実させる。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止にとって大切なことである。近年の事象からは、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。したがって、当事者が自己の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何よりも相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

発見・通報を受けた場合、遊びや悪ふざけなどと区別しにくいことも多い。また、生徒や保護者からいじめの疑いの相談がある場合も、事実確認のため、まずは真摯に受け止め、些細な兆候であっても、その疑いがある行為には、速やかに組織的に対応する。

その際、被害生徒を守るだけでなく、加害生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、学校が行う教育上の指導により、十分な効果を上げることが困難な場合においては、関係機関・専門機関と連携をとり、適切に助言を求める。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、早期の段階からの的確に関わり、被害生徒等の安全を確保する。いじめられた生徒、いじめ情報を提供してくれた生徒を守り通す。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、いじめ対応委員会と情報を共有するため、些細な兆候であっても真摯に向き合い、まずは学年会議などの場で話題にし、いつでも集団で関わることのできる体制をとる。
- (3) 学校の指導により、十分な効果を上げることが困難な場合、警察等関係諸機関に、相談・通報し、適切な助言を求める。

3. いじめられた生徒またはその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- (2) いじめられた生徒からの事情聴取の際、いじめられている生徒にも責任があるという考えはあってはならず、むしろ自尊感情を高めるよう留意する。
- (3) 被害生徒の保護者には、家庭訪問等によりできるだけ迅速に事実関係を伝える。その際も、被害生徒・保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除き、生徒の安全を確保するように努める。
- (4) 状況に応じて、心理や福祉の専門家など、外部専門家の協力を得る。

4. いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- (1) いじめた生徒に対し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置として、複数の教職員が連携し、必要に応じ心理や福祉の専門家など外部専門家の協力も得て、指導を行う。
- (2) いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自己の問題として捉えさせるため、学級単位、学年単位で話し合い等指導の機会を持ち、同調や傍観して見過ごすこともいじめへの加担であることを理解させる。さらに、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶のための集団の雰囲気を醸成していく。
- (2) すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、日常的に学習面以外の行事、部活動等を通して、常に望ましい人間関係の構築を意識させるよう働きかける。

6. ネット上のいじめへの対応

情報モラル教育を推進するため、情報の授業や携帯電話・スマートフォン等の利用についての学習会（講演会）により、生徒だけでなく、保護者にも理解を求めていく。

[各相談窓口]

枚方市立招提北中学校

校長・教頭・担任・生徒指導主事等、
全教職員

電話番号

050-7102-9265

070-2299-4277

（祝日・年末年始を除く）

枚方市子どもの笑顔を守るコール （いじめ専用ホットライン）

児童・生徒に関するいじめの相談

072-809-7867

月～金の9時～17時

子どもの育ち見守りセンター

（枚方市子ども総合相談センター）

子育て、親子関係友人関係のことなど、
18歳未満の子どもに関する様々な相談

050-7102-3221

月～金の9時～17時30分
（祝日・年末年始を除く）

大阪府中央子ども家庭センター

子どもや家庭についての相談

072-828-0161

月～金の9時～17時45分
（祝日・年末年始を除く）

大阪府すこやか教育相談24

0570-078310

年中無休24時間対応